

令和7年度 予防行政のあり方に関する検討会における主な検討事項

令和7年6月25日
消防庁予防課

令和7年度 予防行政のあり方に関する検討会における主な検討事項について

予防行政のあり方に関する検討会

消防庁では、防火対象物の大規模化・高度化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物における消防用設備等の設置・維持、安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討することを目的として、平成18年7月より「予防行政のあり方に関する検討会」を開催し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行っている。

近年では、事業所における人手不足、デジタル化、環境対策、新たな形態の施設・設備等、社会変化を踏まえた予防行政のあり方について審議を行っている。

令和7年度の主な検討事項

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

⇒ 部会で検討(消防用設備等の設置・維持のあり方に係る検討部会)

(2) 厨房設備等の基準に関する検討

⇒ 部会で検討(厨房設備等の基準に関する検討部会)

(3) 関係者不在施設における防火安全対策に関する検討

(4) 高度・専門的業務における広域連携に関する検討

⇒ 部会で検討(火災予防の実効性向上検討部会)

(5) 消防用設備等への新技術の円滑な導入の仕組みに関する検討

⇒ 部会等で検討

上記のほか、制度面の基本的事項に関する課題や、情報通信技術の進展を踏まえた消防用設備等のあり方に対応した防火安全対策など、社会変化や技術革新を踏まえた火災予防行政の諸課題について、事務局において、関係事業者団体、消防本部等から情報収集を行い、一定の整理・分析ができたものから順次検討会でご議論いただく。